

証券コード 8426
平成21年2月12日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
新宿センタービル8階
ニッシン債権回収株式会社
代表取締役社長 合 田 益 己

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討下さいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年2月26日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年2月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿3丁目2番9号
新宿ワシントンホテル
本館3階「すばる」

開催場所が前回の定時株主総会と異なりますので、末尾の「臨時株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。

3. 会議の目的事項 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

議決権行使書面に議案に対する賛否の表示のない場合は、賛成の表示があったものとして取扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nissin-servicer.co.jp>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」といいます。）が、平成21年1月5日に施行されたことに伴い、所要の変更を行うものであります。

①決済合理化法附則第6条第1項において、定款の定めを廃止したとみなされた事項について、現行定款第7条（株券の発行）を削除し、変更案第7条（株主名簿管理人）のとおり実質株主名簿に関する記載を削除するものであります。

なお、株券喪失登録簿に関する記載につきましては、附則に移し、平成22年1月5日まで有効とし、同日以後、定款より削除するものといたします。

②条文の削除に伴う必要な条数の繰上げを行うものであります。

(2) コーポレート・ガバナンスと経営体制の一層の強化を目的として、取締役の員数を現行の10名以内から11名以内に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株式</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>③ 当社の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>の作成並びに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第9条～第15条 (条文省略)</p>	<p>第2章 株式 (削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第8条～第14条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第16条 当社の取締役は10名以内とする。 第17条～第41条</p> <p style="text-align: right;">(条文省略) (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第15条 当社の取締役は11名以内とする。 第16条～第40条</p> <p style="text-align: right;">(現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日をもって前条及び本条を削るものとする。</u></p>

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役寄岡秀夫氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、第1号議案「定款一部変更の件」に記載の取締役の員数の拡大が承認可決されることを条件として、コーポレート・ガバナンスと経営体制の一層の強化のため、取締役を5名増員することとし、社外取締役5名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する 当社の 株式数
1	蜂須賀丈晴 (昭和49年7月9日)	平成15年3月 株式会社ジャスティス債権回収入社 平成16年10月 アストライ債権回収株式会社入社 平成17年6月 日本振興銀行株式会社入行 平成20年12月 当社社長付部長(現任)	—株
2	小室康二 (昭和47年10月29日)	平成16年11月 ビジネクスト株式会社入社 平成18年6月 日本振興銀行株式会社入行 (現在に至る)	—株
3	寺崎洋二 (昭和22年11月12日)	昭和46年4月 株式会社協和銀行(現株式会社りそな銀行)入行 平成7年12月 株式会社小林洋行入社 平成9年12月 株式会社フジトミ入社 平成16年12月 株式会社アーバネットコーポレーション入社 平成20年12月 中小企業人材機構株式会社入社 (現在に至る)	—株
4	今村和夫 (昭和40年7月6日)	平成18年4月 日本振興銀行株式会社入行 平成21年1月 中小企業債権回収機構株式会社入社 (現在に至る)	—株
5	丸山宏幸 (昭和39年11月18日)	昭和63年4月 和光証券株式会社(現新光証券株式会社)入社 平成18年1月 日本振興銀行株式会社入行 平成21年1月 中小企業債権回収機構株式会社入社 (現在に至る)	—株
6	安田兼人 (昭和36年2月18日)	平成19年1月 日本振興銀行株式会社入行 平成21年1月 中小企業債権回収機構株式会社入社 (現在に至る)	—株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 2. 小室康二、寺崎洋二、今村和夫、丸山宏幸、安田兼人の各氏は、社外取締役候補者であります。
 (1) 小室康二氏を社外取締役候補者とした理由は、日本振興銀行株式会社における銀行業務に関する豊富な経験を、当社業務執行等に対する経営監督に活かしていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 (2) 寺崎洋二氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の銀行業務、経営管理業務に関する豊富な経験を、当社業務執行等に対する経営監督に活かしていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 (3) 今村和夫、丸山宏幸、安田兼人の各氏を社外取締役候補者とした理由は、日本振興銀行株式会社及び中小企業債権回収機構株式会社における銀行業務、債権管理回収業務に関する豊富な経験を、当社業務執行等に対する経営監督に活かしていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。

3. 当社は、現行定款において、社外取締役の責任限定契約に関する規定を設けており、当該定款に基づき当社が社外取締役候補者である各氏と締結する予定の責任限定契約の内容は次のとおりであります。

(責任限定契約の概要)

社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円又は法令の定める額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役森田昌弘、大森廣行、吉本修二の各氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、監査役3名の監査体制を構築いたしたく、新たに社外監査役1名を含む監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する 当社の 株式数
1	白石 幸雄 (昭和19年9月6日)	昭和39年10月 東邦生命保険相互会社入社(現AIGエジソン生命保険株式会社) 平成17年3月 当社内部監査担当 平成17年11月 当社内部監査部長 平成19年2月 当社事務企画部長付部長 平成19年12月 当社事務管理部長(現任)	— 株
2	末永 俊幸 (昭和17年5月2日)	昭和36年4月 株式会社協和銀行(現株式会社りそな銀行) 入行 平成21年1月 日本振興銀行株式会社入行 (現在に至る)	— 株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 末永俊幸氏は、社外監査役候補者であります。

末永俊幸氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏の銀行における業務及び検査業務の豊富な経験を、当社監査機能の充実に活かしていただきたく、社外監査役として選任をお願いするものであります。

3. 当社は、現行定款において、社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けており、当該定款に基づき当社が社外監査役候補者である末永俊幸氏と締結する予定の責任限定契約の内容は次のとおりであります。

(責任限定契約の概要)

社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円又は法令の定める額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

以 上

臨時株主総会会場ご案内図

会 場：東京都新宿区西新宿3丁目2番9号
新宿ワシントンホテル
本館3階「すばる」



●交通機関

- ・JR新宿駅南口より徒歩約8分
新宿駅から地下道で直結（6：00～22：45）
- ・都営大江戸線都庁前駅より徒歩約5分
- ・首都高速4号線新宿ランプより約5分